八尾市骨髄バンクドナー支援事業実施要領

1. 趣旨

この要領は、八尾市骨髄バンクドナー支援事業実施要綱に基づき支援金を給付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 給付の申請

支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、骨髄等提供日から1年以内に、八尾市骨髄バンクドナー支援金給付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3. 給付の決定等

市長は、前条による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、その結果を八尾市骨髄バンクドナー支援金給付(不給付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、支援金の給付を決定したときは、申請者に支援金を給付するものとする。

4. その他

この要領は、令和5年9月1日から施行し、同日以後の日に骨髄等の採取が行われた場合における当該採取のための通院等について適用する。